

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害することでも知られる外来種です。県内でも県南部で被害が確認されています。

幼虫が生木に加害することでお樹木を衰弱させて、落枝や倒木等の被害が発生する恐れがあるとともに、農作物や生態系に被害が拡大する恐れがあります。

町内では確認されていませんが、成虫やプラス（木くずと糞が混ざったもの）を見つけた場合は逃がさず捕殺するとともに、連絡してください。

▼問合せ 環境課環境保全係  
☎ ⑨ 6916



成虫は全体的に光沢のある黒色で、胸部首部が赤い。6~8月上旬に成虫となつて樹木の外に現れる。体長は約2.5~4cm。



排出されたプラスは褐色でカリントウ状のものが多い。



#### 農地パトロールの様子



町では、8月から10月までを農地パトロール（利用状況調査）月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

▼問合せ 農業委員会事務局  
☎ ⑨ 6925

## 農地パトロール（利用状況調査）を実施します

農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病害虫の発生、鳥獣害の発生等、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまうと、耕作できる元の状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

のことから、農業委員会では農地パトロール（利用状況調査）を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

### 農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
7月31日 → 8月21日	
8月31日 → 9月20日	(9月分まで記載)